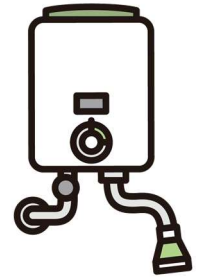




かながわ
消費生活

注意・警戒情報

高齢者を中心にトラブル急増！



給湯器の点検商法に注意！

相談事例

事業者から「無料のガス点検に行く」と電話があり、ガス会社からの連絡と思い、訪問を了解した。来訪した事業者から、給湯器の劣化を指摘され、交換工事を契約したが、高額なので解約したい。



電話や訪問で、給湯器の点検を持ち掛ける事業者には、**安易に点検させないように**しましょう。

◆消費生活センターには、給湯器の点検商法に関する相談が、非常に多く寄せられており、その多くを高齢者が占めています。

◆消費者トラブルを回避するため、次の点に留意しましょう。

- ・電話や訪問で点検を持ちかけられても、その場で点検を決めず、自分で契約先のガス会社や給湯器メーカーに連絡するようにしましょう。
- ・点検を断りたいときは、インターホン越しに断るようにしましょう。
- ・その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・契約内容に不安や迷いがあれば、消費生活センターに相談しましょう。クーリング・オフができる場合もあります。



「クーリング・オフ」や「消費生活相談窓口」については、裏面をご覧ください

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし

い や や
188 番



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。

◆クーリング・オフについて

不意打ち性の高い訪問販売や訪問購入、マルチ商法等は、一定の期間内に、書面や電子メール等で事業者申し出れば、無条件で契約を解除することができます。

◎ 通信販売は、クーリング・オフの対象外です！

<ポイント>

- ✓ 宛て名は、契約した事業者の代表者名
- ✓ 支払いがクレジットのときは、クレジット会社にも通知（A欄は不要）
- ✓ 代金未払いや商品を受け取っていないときは、A欄は不要
- ✓ ハガキの場合は、両面をコピーし、証拠として記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
- ✓ メールの場合は、送信メールを証拠として保存

【ハガキやメールに記載する内容】

申込（契約）日 ○年○月○日
 商品等名称 ○○○
 商品等価格 ○○○円
 事業者名 ○○○会社
 担当者名 ○○ ○○
 上記日付の申込を撤回（または、契約を解除）します。

つきましては、支払済みの○○円は
 A欄 直ちに返金してください。
 なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日（記入日）
 （契約者）住所 〒○○○-○○○○
 ○○○○○○○○○○○○
 氏名 ○○ ○○



クーリング・オフについて、詳細はこちらをご覧ください



◆消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約等に関する相談窓口です。神奈川県が設置する「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの市町村にも設置されています。

○かながわ中央消費生活センターの電話相談

相談時間：月～金曜 9時30分～17時
 土曜 9時30分～16時30分
 ※祝休日、年末年始、かながわ県民センター休館日を除く。

電話番号：（045）311-0999
 又は
 消費者ホットライン「188」

詳しくは、こちらをご覧ください →



○市町村の消費生活相談窓口

相談時間や電話番号等は、
 ホームページで →
 ご確認ください。



消費者ホットライン
 「188」でも、
 窓口につながります。



困ったときは、
 一人で悩まず
 地元市町村の
 消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
 くらし安全部消費生活課
 相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



Facebook



X (旧Twitter)